

又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戸籍

内ニ在リタルモノト看做ス

#### 第七十四條ノ二第一項

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準

スペキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料

ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ、

同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ

者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知

届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

昭和十七年二月二十日公布 法律第三十四號ハ恩給法中改正ノ件ナリ

恩給法改正法律ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十三號)

昭和十七年法律第三十四號ハ恩給法第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 農地開發法施行令中改正

農地開發法施行令(本誌第二卷第五號所載)中一部改正の件は昭和十七年三月二十七日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。尙、同法施行規則中一部改正の件も同日付官報により農林省令第十二號として公布された。

農地開發法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十六號)

農地開發法施行令中左ノ通改正ス

第一條 農地開發法第一條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ

一 揭グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

二 耕地整理法第一條各號ノ耕地整理トシテ行フコトヲ得ル事業

トヲ得ル事業

附則 第二項 奨励金交付規則抄錄

本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

附則 本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

#### 厚生省人口局に於ける健民運動實施の決定

昭和十六年六月二十日公布勅令第四百九十五號農地開發法施行令抄錄

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ掲グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

一 農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更(開墾、埋立若ハ干拓又ハ地目變換ニ依ル開田ニ伴フモノヲ除ク)

二 暗渠排水、床締又ハ客土

厚生省人口局に於いては大東亜圏建設の根基たるべき大和民族增强の要請に則應して廣く「健民運動」なる名稱の下に其の國民的自覺と實踐とを促進することなつたが、昭和十七年五月一日より八日までの八日間を選びその第一回の強調週間を實施することとなつた。その實施要綱並に運動に際し厚生省人口局に於いて編輯せるパンフレット「健民運動」の一部を掲ぐれば左の如くである。

#### 米穀生産獎勵金交付規則中改正

米穀生産獎勵金交付規則については本誌第三卷第一

號本欄に既報の如くであるが、今般更に同令中一部改正を得て沖繩縣に對しても命令を施行することとなつた。改正條文を掲ぐれば次の如くである。

米穀生産獎勵金交付規則中改正

(昭和十七年三月三日農林省令第二十四號)

米穀生産獎勵金交付規則中左ノ通改正ス  
附則第二項ヲ削除ス

附則

二 名稱 健民運動

〔參照〕

昭和十六年五月二十日農林省令第九十八號米穀生産

獎勵金交付規則抄錄

## 三 強調期間

五月一日より五月八日 大詔奉戴日に至る八日間

## 四 目標

皇國の使命達成は國民精神の作興に努むると共に、皇國民族の量的及質的飛躍的增强を基本條件とするの認識を徹底せしむること

## 五 實施要項

本運動の徹底を圖る爲特に

- 一 皇國民族精神の昂揚
- 一 出生增加と結婚の獎勵
- 一 母子保健の徹底
- 一 體力の鍛成
- 一 國民生活の合理化
- 一 結核及性病の豫防撲滅

に重點を置き地方の實情に即し右の内適切なる事項を選択し各、其の實踐強調に努め以て實效を收むること

## 六 實施方法

(二) 大政策賛運動と協力し夫々適切なる實行計畫

を樹て本運動を徹底せしむること

- (一) 官廳、學校、會社、工場、產業團體、保健衛生團體、厚生團體、婦人團體等の各種團體と連絡を密にし其の協力の下に本運動の徹底を期すると共に夫々適切なる實行計畫を樹てしむること
- (三) 部落會、町内會等の常會に對し實行計畫を提示し國民全般に本運動を徹底せしむること
- (四) 官廳、學校、會社、工場其の他各種團體に於て本運動第一日を期し昭和十四年四月二十八日

皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する令旨の

捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期すること

## 口 乳幼兒の保護育成

- 一 育児知識及愛育思想の普及宣傳
- 二 乳幼兒の健康相談及育児指導
- 三 乳幼兒愛護施設の擴充
- 四 乳幼兒の栄養確保

## 健民運動具體的事例

## 皇國民族精神の昂揚

皇國民族の永遠に發展すべき民族たるの自覺を鞏固にすると共に個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立徹底を圖ること

## 出生增加と結婚の獎勵

結婚増加は必ずしも出生増加とならざる過去の事實に鑑み結婚の獎勵は家と民族との繁榮を期し出生増加を目標とする尙出生増加に關しては人口政策確立要綱中第四項第一に基き一夫婦の出生數を平均五兒に達することを目標とす

結婚増加は必ずしも出生増加とならざる過去の事實に鑑み結婚の獎勵は家と民族との繁榮を期し出生増加を目標とする尙出生増加に關しては人口政策確立要綱中第四項第一に基き一夫婦の出生數を平均五兒に達することを目標とす

## 體力の鍛成

- 一 體力鍛成に關する科學的知識の普及
- 二 ラジオ體操の勵行
- 三 職場各種集會等に於ける大日本厚生體操の實行
- 四 徒歩の獎勵
- 五 集團勤勞作業の實施
- 六 武道の獎勵

## 國民生活の合理化

- 一 食生活の合理化
- 二 衣服の改善
- 三 住宅の合理化

## 結核及性病の豫防撲滅

- イ 結核の豫防撲滅
- 一 結核豫防知識の涵養
- 二 集團檢診の徹底
- 三 患者家族に對する結核豫防の徹底
- 四 採光換氣の改善及外氣生活の獎勵

- ロ 性病の豫防撲滅
- 一 性病撲滅知識の普及
- 一 血清検査の勵行(殊に婦人に對し)
- 六 結婚行事の改善
- 五 結婚斡旋機關相互の聯絡
- 四 會社、銀行、工場等に於ける結婚斡旋施設の設置
- 三 公共團體に於ける結婚相談施設の設置
- 二 適齡結婚及健康結婚の獎勵

## 母子保健の徹底

- イ 母性の保護
- 一 母性保護知識及母性保護思想の普及宣傳
- 二 勤勞女性の健康相談及指導
- 三 婦婦に對する奉仕診療
- 四 母性的過勞防止及榮養增進

## 「健民運動」

- 第一 趣旨(健民運動を行ふ理由)

が將兵は陸に海に空に善戦善謀朝に一城を屠り夕に一砦を抜くといふ昔時の語よりも尚赫やかしき武勲を建て大東亜共榮圏の建設も着々として進捗しつゝある。

大東亜戦争の完遂を通じて大東亜共榮圏を建設し我が民族永遠の發展を圖る事は、皇國の進むべき不動の方針であつて、我々は如何なる障礙をも排除して此の大目的達成を期せねばならない。

此の大目的達成の爲には逞しい經濟力の必要な事は今更言を俟たぬ所であるが、戦を飽く迄も勝ち抜き、大東亜共榮圏を建設して之が健全な發達を圖る其の根本は要するに人の問題に歸着する。言ひ換へれば活力に溢れた優良健全な國民が他國に比して壓倒的豊富に存在する事を必要とする。即ち皇國民族が質的に優秀健全であると共に量的にも豊富でなければならないのである。だから右の大目的を達成する爲には「皇國民族の増強を圖ること」が根本であると言はなければならぬ。皇國民族の量的に未來永劫増殖を続けることと質的に言つて一段々々と向上を遂げることは是れ即ち大東亜共榮圏の建設のみならず皇國民族永遠の發展の要諦である。

先づ第一に量の問題であるが大東亜戦争の完遂並に大東亜共榮圏の建設にどれ程の人を必要とするかは一應適確な數字を示す事も出来るのであるが、此處では之を具體的に指摘する事は差控へなければならない。さり乍ら大東亜共榮圏が非常に廣汎な地域に亘り之が防衛の爲には莫大な兵員を必要とする事は容易に想像し得られる所であり、更に直接軍事上の要員のみならず戦争遂行に必要な産業要員だけを考へて見て之亦夥しき員數を必要とする事も亦當然考へ得られるところ

である。之を前歐洲大戰當時の記録に徴するも少く共國防の第一線に立つ兵員の二倍乃至三倍の産業要員を必要とするのである。而も今後名實共に大東亜共榮圏の指導者として大東亜全地域を打つて一丸とする自給自足圏を建設するが爲には政治・經濟・其他所有ゆる生活部面に亘つて更に多數の人を要する事は今更峻陥する必要も無い事である。然らば我が國現下の情勢より言つて果して大東亜共榮圏建設並に之を通じて皇國民族永遠の發展を圖る上に「人」の點に於て不安が無いと斷言し得るであらうか。

我が國は歐米諸國に比し人口増加率の高い點に於て遙かに他の諸國を壓しヨーロッパの學者などの中には「東洋的な増殖力」と云つた様な表現を用ひ驚異の眼を以て眺めて居る者さへ有つたのである。斯うした氣持が更に嵩じて黃禍論などが飛び出す始末で、而も未だに其の跡を絶たない有様である。此の事は單に歐米人だけの間の問題では無く我が國人中にもから言つた觀察の仕方を行ふ者が未だに相當根強く存在して居る。而も此の考へ方が樂觀論の根柢を爲すものである事は言ふ迄も無い。

我が國人口の増加率が歐米諸國に比して高い點では右の所論の如く確かに事實である。此の點我々には大いに意を安んじて可なりと思ふのであるが、少しく其の内容に就いて詳細に検討を加へる時は必ずしも樂觀してのみ濟まされないに氣が付くのである。

今人口の自然増加率に就いて我が國を諸外國と比較して見ると、次表の如く我が國は斷然頭角を擢んで居るのである。佛蘭西の如く逆に死亡率が出生率を凌駕し人口が寧ろ減少する傾向を辿りつゝあるのに

引き較べ皇國の力強さを如實に感ずる事が出来て大いに意を強くする所である。

人口増加率(人口1,000ニ付キ)

國名	昭和	五	一〇	一三・八
米國	大正	九	昭和	五
伊太利	昭和	六	一一	九・六
獨逸	大正	一四	昭和	八
英吉利	大正	一〇	昭和	六
佛蘭西	昭和	六	一一	〇・五

同期間に於ける毎年平均出生死亡差額

國名 最近二回ノ人口調査 年度

日本	昭和	五	一〇	一三・八
米國	大正	九	昭和	五
伊太利	昭和	六	一一	九・六
獨逸	大正	一四	昭和	八
英吉利	大正	一〇	昭和	六
佛蘭西	昭和	六	一一	〇・五

同期間に於ける毎年平均出生死亡差額

依つて生じ此の増加數を其の年の總人口で割つたものが前記の自然増加率と言ふ事に成るのである。而して此の自然増加率を決定する所の出生數及死亡數は戰爭とか或は天災地變等の無い限り必ず一定の傾向を辿るものであるが、併し單に一時期に於ける人口の自然増加率を靜的な状態に於て觀察し之を以て或は喜び或は憂ぶる事は早計であると言はなければならない。

そこで先づ出生率に就いて考察して見るのに、明治初年頃から大正九年に至る約五十年の間に於ては年と共に上昇傾向を示して來たのであるが、大正九年の人口千人に對する三六・二を峠として次第に下り坂に向ふ傾向に成り始めて居る。然るに一方死亡率の方は

二六・八を境として減少の傾向を辿り昭和十三年には一七・四と言ふ所まで下り其の後は大體此の邊の率を示して居るのである。故に成る程出生率に於て漸減の傾向に辿り始めた事は確かに戒心を要する現象ではある。

るが幸にして一面に於て死亡率が漸減の傾向を辿つて來て居る故に差引に於て自然増加率にさしたる影響を齎らざりに済んで居つたものであつた。併し乍らそれであるからこそ此處に我々は深く考へなければならぬ問題があるるのである。

人口の自然増加を維持し或は更に遞増するが爲には若し出生率にして今のはまゝの状態に在ると假定すれば死亡率さへ引き下げれば良いではないかと言ふ考へ方をする者が有るかも知れない。成る程死亡率さへ引き下げれば出生に對してマイナスに成る方が少くなるのでから其れ丈に自然増加に於て餘計プラスになる勘定である。併しこゝで考へなければならぬ事は出生率は右の假定の様に決して何時迄も不動では居らないと言ふ事である。少く共今迄に歐米諸國が辿り來つた例を考へて見れば一度下り始め、一方之に伴つて死亡率が何處迄も下つてくれば良いが之には保健衛生施設を完備する必要が有ると共に國民の日常生活各般に亘つて徹底した施策を行ふ必要が有る上は、而も之とても可成り思ひ切つた程度の施策を行つても其の下降に限度が有るのである。即ち我々は齡百歳を保つ事必ずしも不可能ではないが、所詮一度は死すべき運命を擔つて生れ出でて來た者であつて如何にしても不死の長生を保つわけには行かないから、如何に政府に於て死亡減少を圖つても一定限度以下に死亡率を下げる事は出來ないのである。故に死亡減少方策を如何に徹底して行つても若し出生率低下を防ぐのでなければ終に佛蘭西の如く出生率の曲線と死亡率の曲線が交叉して人口の自然増加どころか逆に人口の自然減少を惹起する事に

成るのである。

故に我が國の出生率が大正九年を界にして一路下降の傾向を辿り始めたと言ふ事は大いに警戒を要する事柄であつて今にして之が對策を講ずるのでなければ將來躊躇を喰んで後悔しても亦如何とも爲す能はざるは火を見るよりも明らかである。而も大東亜共榮圏の建設維持と言ふ大目的を具現する爲には既に述べた様に莫大な人を要し一にも人、二にも人、三にも人であるから今に於て大いに警戒しなければならないのである。

大東亜共榮圏の指導者として皇國民族が嚴然たる地歩を占める爲には、どうしても優秀健全な皇國民族が大東亜各地に配置され而も其の數が他の諸民族に對して相當の比重を持つて居らなければならぬ。然るに各地の出生率は隨分高いのであつて例へば最近の推定では人口千に付き支那は約四五、佛印・泰其の他各地は何れも三五以上を示し又ソ聯は約四〇を示して居るのであつて、若し今のはまゝの状態で進んだならば、大東亜共榮圏の健全なる發達も一片の夢と化する虞れ無き事を誰が保證し得ようか。

次に質の問題であるが、人口問題に於て量の問題が重要な要素を爲すと共に質の問題も亦甚だ重要な意義を有するものである事を忘れてはならない。普通人口問題と言へば直ちに量の問題だけであるかの様に考へられ勝ちであるが、今日人口問題を論ずるに當つて質の問題を等閑に附したのでは其の意義が全く失はれる。

或は我が民族は他民族と異り有史以來其の優秀性を保持し續けて來たのであるから今後と雖國民資質の點については大いに樂觀してよろしく國家としても別段特別の手段を講ずるの必要もあるまいと考へる者が有

皇國民族發展の爲に絶対に必要である。而して此處に所謂國民の質とは形態上・職能上其の他所有ゆる肉體上、精神上の機能を綜合した國民の能力を指稱するものである事は言ふ迄も無い。

今試みに世界の歴史を繙いて幾多の民族の興亡盛衰の跡を尋ねるに悠久二千六百有餘年に亘り一貫した生長發展の歴史を有して居るものは獨り我が皇國民族を措いて他に其の例を見ないのである。嘗つて燐爛たる文化を世界に誇つた希臘でも羅馬でも今は國としての跡を絶つて歲月久しき有様である。實に「國破れて山河有り」との言葉の如く昔時の山河は何事をも物語る事無く黙々として今に至るも其の存在を續けて居るに拘はらず其の地に住む民族は嘗て隆盛を極めた彼等の遠き祖先とは全く質的に異なる者と化し了つて居るのは一體如何なる理由に基づくのであらうか。これは民族の變異乃至は逆淘汰が行はれ惡質の者が次第に良質の者を驅逐して終に民族全體として質的の變化乃至低下が起つたが爲に他ならぬのである。

我が皇國民族は二千六百餘年の間此の大八洲の地に住して生々發展を續け現在の優秀な民族を作り上げて來たのであつて、其の間質的の低下を認める證跡の無い事は誠に幸な事ではあるが、將來に對し過去の歴史の如く自然の推移のまゝに放置して置いて果して良いものであるかどうかは慎重の考慮を要する事柄である。

るやも知れない。假りに此の様な考へが其のまゝ容されるならば之に越した幸ひな事は無いし、又皇國民たる以上何人たりとも我が民族が未來永劫他民族に劣るやうな質的降下を來すことがあらうと考へる者は居らぬであらう。而も此の國民的確信は單なる抽象的確信乃至は希望に終らしむる事無く飽く迄も現實性を附與して行かなければならぬ。此の點に我々は強い反省を必要とするのである。

我が國の人口増加は年々大凡百萬人見當にあるが年出生率は低下の傾向を辿り幸ひにして死亡率が幾分低下して來て居る爲に其の差である自然増加率に變動を生じないで済んで居る事は既に述べた所であるが、此の低下傾向を辿る出生率の中で特に智識階級に於ける産児數の減少が顯著な傾向として認められるのである。今試みに昭和九年東京市に於て教育程度の差に依つて出産力にどれ位の相違があるかを調査した所を見ると、次表に示す様に教育程度の高い者程子供を持つ數が少いと言ふ甚だ奇異な現象を呈して居る。即ち社會の中で特に教育を多く受け智能的に優れて居る階級の出生率が低いと言ふ事は何としても國民資質の向上と云ふ立場から見て喜ぶべき事柄では無い。然るに其の反面に於て廣く一般的に變質者や低脳者や精神病者等の出生は必ずしも低下しないのが通例であつて、最近の統計の示す所を見ると遺憾乍ら我が國も此の傾向の境外に在るものと斷定する事の出來難い有様である。此の様に優秀健全な國民の減少と惡質遺傳者の増加の傾向は人口の量的な減退と共に質的な低下として大いに憂ふべき問題である。此の點人口政策上優生問題の重要な所以が存すると共に、徽毒其他民族の健

全性其れ自體に悪影響を及ぼす所謂民族毒に對する施

#### 教育的程度別出産力

策の緊要な理由が存するのである。

教育程度	總數	夫ノ教育程度				妻ノ教育程度			
		無學	初等	中等	高等	無學	初等	中等	高等
平均子供數	四・四七	五・二六	四・八七	四・五五	四・四一	五・一八	四・八一	四・四四	四・二七

大東亞の指導者として皇國民族が確乎たる地歩を占める爲には之が量的増加を圖るの必要が有ると共に其の質に於て優秀健全を期せなければならない事は右に述べた如くであるが、皇國民族として生を享けたからには眞に御國の爲にお役に立ち得るものたらしめるやうに努力しなければならない。即ち此處に國民體力の向上に關する諸般の考慮が必要となるのである。而も

此の事柄は現に戦を行ひつゝある此の戰時下に於て是非ともやり遂げなければならないのであって、更に我

の生活たらしめ、更に第二第三の障礙を乗り切ること

の得られるやうに生活の合理化を必要とするのは勿論である。

#### 第二名 稱(本運動の名稱について)

「健民運動」の「健民」と言ふ言葉であるが要するに第

一の「本運動の趣旨」に就いて述べて來た様に大東亞戰

争を勝ち抜く爲にも、又大東亞共榮圈の建設の爲に

も、更に又皇國永遠の發展の爲にも要するに其の根本

は「人」——言ひ換へば「國民」に在るのである。如何

に物資が豊富であつても、之を活用し之を眞に國家の

爲に役立たせ得るのは國民に在るのであって、此の

點に於て皇國民族が國防上・政治上・產業上其の他有りゆる部面に亘つて優秀健全である事を心要とすると共

に假令個々の國民が如何に優秀健全であつても若し其の總數が僅か計りであるならば大東亞の指導者どころか、國防上の要求をさへ充す事が出來ない。此の意味から言つて優秀健全な皇國民族が豊富に存在する事を

必要とするので恰も洪水が堰を切つて奔流する様に未

來永遠に亘つて後から後から續かなければならぬ。即ち民族としての永遠の發展性を持たなければならぬ道理である。之を「口に言へば民族としての

永遠の活力、若さ、健やかさを保持し續けなければならぬ。

要するに大東亞共榮圈を建設し更に其の悠久にして健全なる發展を圖る事は大東亞並に之が接續地域盟主たる皇國の使命である。而して此の使命具現の爲には我が國民一人々々が我が民族は永遠に亘つて生々發展をすべき民族であるとの信念を持し大東亞の盟主たり指導者たる矜持と斯かる重大使命を荷へる重き責任とを固く肝に銘じて深く自覺する事が必要であると共に更に名實共に之が指導者としての實力を具備する爲には我が國人口の急激にして而も永續的な發展増加とは國民資質の飛躍的な向上とを圖ることが極めて必要である。かかる必要から茲に全體的に「健民運動」を起し

施以來健康増進運動は既に四回行はれ此の間或は結核

豫防撲滅運動、兒童愛護運動、心身鍛錬運動、花柳病豫防撲滅運動、齧齒豫防運動等々と少く共我國民の保健衛生に關する運動は數多く行はれ而も是等の運動は夫々皆現下最も重要な皇國民族増強を究極の目的とする重要な運動であり或る部面に於ては確かに其の效果を擧げ得たものと見る事が出来るのであるが、究極の皇國民族の増強に直接寄與した事が割合に少なかつたのは其の運動自體の目標が餘りに手近かつたが爲に——又其の故に比較的實踐し易いのでもあるが——究極の大目標が兎もすれば一般の者に氣付かれず仕舞つた憾みが無いとしないのである。であるから一般の者には例へば結核の豫防撲滅と心身鍛錬とは何等關係の無い別個の運動と考へられ勝ちであつたのであるがどうして關係の無い所が大いに關係が有るので之等の總てが皇國民族の増強、言ひ換へれば皇國民族の健やかさを保持増進すること、即ち「健民」と言ふ大目的に結び付いて始めて其の個々の運動乃至は實踐の眞意義を發揮する事が出來るのである。

斯かる意味合から「健民運動」と名付けられたので從來の單なる個々の國民の健康を保持増進する——此の事は勿論大事な事に違ひ無いが——程度の小乘的な「健民」である事を時に強く意識しなければならない。此の點から言ふならば今回使用する「健民」は從來より使ひ慣れて居る「健・民」とは大いに意義を異にするものでは無く、もつと高く更に強い内容を持つた「健民」である事を時に強く意識しなければならない。

本運動の趣旨徹底を圖る爲に強調期間と言ふものが設けられて居る。即ち五月一日より五月八日の大詔奉戴日、至る八日間(昭和十七年度に於ては)併し本運動の期間はと言へば一年を通じてある。

皇國民族永遠の發展を圖る爲には、又大東亜共榮圏の建設並に發展を圖る爲には、皇國民族の量的質的増強を根本とするので國民の一人残らずが此の運動の趣意を徹底的に理解すると共に、政府に於ても亦諸般の施設を行ひ、政府の施設と國民の氣持がぴたりと結び付いて茲に始めて十分な效果を擧げる事が出来るのである。

健民方策乃至は人口政策をして新たに昭和十七年度より行はれるものとしては、例へば多子家族負擔輕減の意味合よりする所得稅に於ける控除額の増額、官公吏に對する家族手當金の増額並に支給範囲の擴張(他の俸給生活者に對しては之に準じて行ふ様に奨められて居る)、直接兵力及生產力に關係有る年齢の者に對する體力管理の擴充並に管理の内容の充實(國民體力法の改正に依る)、醫療普及及醫療内容の向上を目的とする國民醫療法の公布、妊娠登録制度實施に依る妊娠保健指導の徹底、乳兒一齊検診指導の徹底等諸種の新しい施策が新年度から一齊に其の運営を開始し、丁度本運動の強調期間を中心に軌道に乗り始めるのであって國民一般の深い理解と協力の下に是等の施策が其の期待する十全の效果を發揮し得るのである。此の意味から特に八日間に亘つて本運動の強調期間が設けられたのであるが、此の八日間だけ此の趣旨の下に本運動を行へば其れで目的を達したと言ふ譯のものでは無い。假りに右の様な考へ方を探れば結婚の獎勵にしろ出生の獎勵にしろ凡て意味の無いものとならざるを得ない譯である。さうでは無くて本運動は全一年を通して行はれ實踐に迄押し進められなければ此の運動本來の目的に合致しない事になるのであつて、特に此の八日間に於て其の趣旨を強調し國民の一人々々の腹の底迄はんとうに之を參み込ませ將來古時も忘れず實踐せしめたる爲の強調期間なのである。

#### 第四 目 標(健民運動の目標)

大東亜戰爭の完遂、大東亜共榮圏の確立並に發展、更に皇國永遠の發展を圖る爲には、其の根本は要するに「人」に在る。此の事を國民の一人々々の肝に銘する様にしたい——之が健民運動究極の目標である。

既に第一の「趣旨」に於て述べた様に我が國人口の増加率は歐米諸國に比して相當高率ではあるが、さりとて必ずしも將來に對して樂觀を許さざるものがあり、且つ大東亜共榮圏の建設の爲にも又皇國民族永遠の發展の爲にも更に發展的な形相を具へなければならぬ事は理解するに難くない所である。此の爲には政府の所有する施策が此の目標の具現に向つて進めらるべきであり、政府の施策が果して妥當なものであるか如何かは之を人口政策的の立場より見て適當なものであるか否かに依つて批判せられるのである。

さり乍ら政府が如何に徹底した施策を行ふとも國民、自らが皇國民族の高遠な理想を理解し此の理想具現に向つて歩調を揃へて力強く押し進むのでなければ徒に空念佛に終つて仕舞ふのであつて、要是國民の認識なり覺悟なりの問題に歸着するのである。此の故に本運動の究極の目標は國民の總てに此の認識を徹底させ、

更に實踐に迄押し進めて行かうと言ふにある。

近代戦の特色は單なる武力戦だけでは無く國の總力を擧げて戦ふ總力戦であるが故に、究極の勝敗の決する所は要するに國民の質量如何と言ふ事に懸つて居るのである。

十二月八日賜はつた官戦に就いての大詔にも、

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

と宣はせられて居る。御歴代の英靈が上に在つて守らせ給ひ、下には忠誠なる民草がお仕へ申し上げ、其れに依つて皇祖が國を堅め給ふて以來連綿として代々相承け繼ぎ給ふ大御業を押し進められ、米英其の他の禍を取り除いて東亞永遠の平和を確立し、皇祖の彌榮之に榮えんことを念じさせ給ふ裏き大御心の程を拜することができるのである。

我々は此の御聖旨を奉體し、大御心に副ひ奉るやう努力せねばならないのであつて、大東亞共榮圈の確立並に之が發展及皇國の彌榮を期待する上に於て聊かたりとも「人」の點に就いての不安が有つてはならない。今は尾羽打ち枯らし秋風落葉の體の佛蘭西も嘗ては歐洲に於て勢の之に比肩するもの無き華やかな時代が有つたのであるが其の根本原因は人口の豊富なる爲であつた。即ちナボレオン時代には佛蘭西の人口は全歐洲人口の三分の一を擁し打ち續く戦争にも拘らず其の人口は微動だにもしなかつたのである。其れ程此の時代の佛蘭西の人口増加率は高かつたもので、一八〇七年アイラウの戰のタ佛兵力が少からざる損害を受けた

のを眺めて「パリーの一夜は之を補ふべし」と豪語した

ナポレオンの言は人のよく知る所である。然るに其の後人口増加率は次第に低下し僅か百年にして前の世界

大戰勃發當時には三分の一が六分の一と成り、辛うじて世界大戰を切り抜け得たものゝ此の頃から人口増加

の停滞は決定的なものと爲り遂に人口減少の傾向さへ生じ、今次の大戰に於ては獨逸軍の鎧袖一觸に逢ふや

忽ち完敗を喫して居る。之に先立つ事僅かの頃佛蘭西に一九三九年七月所謂家族法典と稱する徹底した人口

政策的立法を行つて居るが、此の立法に當つて各國務大臣より大統領に對する報告書中には佛蘭西國民として血の滲む様な痛切な言葉の多くを見出す事が出来る。之は我々にとつても他山の石として大いに参考に資すべき内容を持つて居るが故に次に其の中の一部分を抜き出して見よう。

「……前世紀に於ける技術の進歩、社會の變化、

經濟的大變動に依つて多大の便益と同時に多大の害悪を受けなかつた國家といふものは不幸にして殆んど無いのである。他國と同様佛蘭西も世界の面目を一新せしめた科學上の諸發見を利用し、右の結果たる物質的福祉の增進は國土の全地域に亘つて又階級の如何を問はず全國民の間に何處に於けるよりも平等に分配せられた。斯かる幸福なる狀態を子孫の爲に維持せんとする考慮は佛蘭西人をして其の家族の大きさを縮少する氣を起さしめた。子供の數を殖やして之を新資源の踏査に送るやう國民を勵ますどころか、右の考慮はそつくり保存せられた遺産を子供に残す爲國民をして子供

的享樂主義乃至は利己主義的な考へ方が民族の衰亡、國家の存立自體をも危殆に瀕せしめた事を明確に指摘してゐる。

報告書は更に續けて言つてゐる。「……嘗ては人口

の大きいに於て歐洲第一であった佛蘭西は、歐洲内の

自國民の總數を考ふれば第五位に……降つた。……佛蘭西に於ける出生率の微弱なることの無數の結果の中

で、外部的危險の加重は最も大なるものである。佛蘭西の國境に對し人口増加に乗じて野心を逞しうする諸

民族が加へる脅威に對して、勞働人口と戰鬪人員が漸減の傾向にある國が如何になし得やうぞ。軍備及經濟力は弱少化せんとし國は次第に衰へて行く。……產業は

漸次其の販路を失ひ、其の結果放棄の止むなきに瀕して居る。土地は荒蕪に歸し、海外への膨脹は其の力を失ふ。國境の彼方に於ては我が智的藝術的威信が傷けられる。出生不足の爲我が國が必然的に迫るであらうと思はれる悲惨なる道は正に右の如くである。……」

而も佛蘭西家族法典は公布間も無くにして獨逸に敗れたが爲に實施を見ずして可惜法典は其の無力を歎じ、報告書は佛蘭西の悲しき運命を豫言するものとなり終つたのである。惜しむらくは佛蘭西は氣の付き方が餘りにも遅かつたのである。

## 第五 實施要項並に實施方法

(本運動實施に當つての要點とそのやり方)

健民運動の目的は皇國民族の量的・質的飛躍的增加向上を企圖するに在るのであるが、之を具體的實踐に移すのには如何にすればよいかと言ふに、結局現下我國の人口事情からして最も緊切なものを探り上げ之を實踐に推し進めるの必要がある。それで健民運動は具

體的な實施要項として次のものを擧げて居る。即ち、

### 一、皇國民族精神の昂揚

#### 一、出生增加と結婚の獎勵

#### 一、母子保健の徹底

#### 一、體力の鍛成

#### 一、國民生活の合理化

#### 一、結核及性病の豫防撲滅

政府としては一應右の六項目を探り上げて居るのであるが、本運動の實施は大體各道府縣單位に之を行ふのであるが故に實施に當つては夫々其の地方の特色を取り入れて其の地方の實情に即した方法で行はなければならない。即ちこの事柄の性質と全國畫一的に行はることは想像して居ないので、寧ろ夫々其の地方の特色を發揮しつゝ展開されることが容易に想像せられたのである。期間も一年を通じて所有ゆる機會を利用して一般の人々に周知徹底を圖る必要が有ると共に之を實踐する様にしむけなければならない。併し乍ら一應此の趣旨を特に強調する爲に五月一日より八日迄強調期間が設けられてゐるので、此の期間を利用して第一に必要な問題として掲げて居る。

それで強調期間の第一日は特に官廳、學校、會社、工場其の他各種團體に於て昭和十四年四月二十八日皇后陛下より賜はつた結核豫防に關する令旨の捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期する事になつてゐる。

#### 皇后陛下ヨリ賜りタル令旨

國民體力ノ向上ハ國本ニ培フ所以ニシテ現下特ニ心ヲ致スヘキ所ナリ而シテ近時結核ノ蔓延甚シク其ノ國力ニ及ボ影響ノ大ナルニ鑒ミ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ茲ニ内帑ヲ頌チ之レカ豫防並ニ治療ニ關ス

ル施設ノ一助タラシムルモノトス官民克ク力ヲ戮シ之レカ目的ノ達成ニ努メムコトヲ望ム

更に強調期間の最終日たる五月八日の大詔奉戴日には部落會、町内會等の常會に於て健民運動の趣旨に副ふ行事を織り込んで實施することに成つてゐる。

#### (一) 皇國民族精神の昂揚 昭和十六年一月二十二日

日の閣議に於て「人口政策確立要綱」が決定せられ、我が國人口政策の大本が決定せられたのである。今後我が國の人口政策、換言すれば皇國民族の增强方策はこの要綱を基本として推進せられる事に成るのであつて、同要綱は目標として昭和三十五年内地人人口一億突破を目指して居る(外地人人口に就いては別途に定められる事に成つてゐる)。而して一億に達する方途としては其の基本的な事項として左の精神を確立する事を先づ第一に必要な問題として掲げて居る。

一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること

二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること

三、東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること

四、皇國の使命達成は内地人人口の量的及質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること

有史以來民族興亡の跡は恰も走馬燈の廻るを見る如きであるが、其の中に在つて皇室を中心とし二千六百有餘年の一貫した歴史を有するのは我が皇國民族を指して他に其の例を見ないのであつて、而も我が民族は未來永劫永遠に亘つて發展を行ふべき民族である。此の認識こそ所有ゆる國力の源泉たるべきものであつ

て、總ての施策は確乎たる此の信念の上に樹立せらるべきである。

我が國人口の推移に就いては既に述べたところであるが、明治初年より大正九年頃迄は出生率は増加の一途を堅實に辿つて來たのであるが、之を時として次第に減退の傾向を兆し始めて居るのである。此の原因は色々の方向から眺める事が出来る。其の根本はやはり國民の精神問題に歸着する事が出来るのであつて、滔滔として時代を風靡した思潮乃至は世界觀が佛蘭西家族法典の報告書の指摘する様に我が國にも影響を及ぼし、之が結局我が國の出生率に大きな影響を與へたものと見ることが出来るのである。即ち個人を中心とする考へ方が纏ては我々と言ふものは遠き祖先から生を享け繼いで更に永遠に亘つて發展する皇國民族の縱の繩りに於ての一環であり、「家」は丁度此の過去より自分に至り未來永劫に亘る一つの現世的な表現である事を没却する様な寒心すべき考へ方が擡頭するに至つたのである。子は親に仕へ、兄弟仲よく、夫婦睦しく、多くの子供を健やかに育成し、纏ては其の子が國家に御奉公をする。そしてその子供達が更に健やかな立派な子孫を育成するといふのが我が國古來の「家」の形であつて、結婚したならば夫婦は兩親と別居し、なるべく少い子供で夫婦面白おかしく暮すと言つた様な事は決して我が國柄に即した家ではない。假りにも此の様な考へ方が瀕漫したとするならばそれこそ國の前途は危いと言はなければならぬ。

我々が此の大日本帝國に生を享けて來たのは遠い神代の昔からの祖先のお蔭であつて、此の長い歴史の中で假りに祖先の一人が缺けても現在の自分は存在し得

ないのである。而も永遠に亘つて發展すべき力を此の自らの中に持つてゐるのであつて、或は大君の醜の御楯として戰線に立ち或は夫々の職域に於て御奉公申し上げると共に優秀健全な子孫を多數育成し綿々絶ゆる事無くひだすらに聖恩に對へ奉ることを期せねばならない。斯く觀じ來れば我々の身體は我々自らのものであると共に皇國のものであつて、皇國の爲に眞にお役に立てこそ我々の責務を盡したと言ふ事が出来るのである。であるから自らの健康に留意し、體力向上を圖る事は之亦皇國民たるの當然の責務と言はなければならぬ。斯くする事が皇國民族永遠の發展を期する所以である。

## (II) 出生增加と結婚の獎勵

人口政策確立要綱に於て出生增加の目標を今後十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦當り出生児数を平均五児に達せしむることとして居る。故に此の目標を達成する爲には差し當り如何にすればよいかと言へば、

(イ) 結婚年齢の目標は遅くとも男子二十五歳女子二十一歳とする」と

(ロ) 婦孕年齢(十五歳——四十四歳)女子人口中有配偶率は昭和十年に於ては女子千に對し六五五・三なるものを少くとも大正十四年の六六六・八程度に向上せしむること

(ハ) 出生率は昭和十三年度に於て人口千に對し二六・七なるものを少くとも大正十四年の三四・九程度に向上せしむること

我が國の出生率は大正九年以來次第に下降の傾向を辿つて居るが、其の主な原因は女子の妊娠力其のものが衰へたと見るよりも寧ろ其の大きな原因は個人主義

的・物質主義的な考へ方が大いに影響して居ると共に今一つ結婚年齢が遅れて來た爲であると見るべきである。一般に研究の結果は成る可く早く結婚して夫婦生活を營む期間が長ければ長い程子供の數も多い事を證明して居る。

然らば女子の結婚年齢は一體何の程度が適當であるかと言へば母體及出生兒の狀況から言つて大體二十歳前後が醫學的に適當であるとされてゐる。故に結婚年齢の現在の平均は男子二十八歳、女子二十四歳であるが之も三年早めて遅くも男子二十五歳、女子二十一歳迄に結婚する様にしなければならない。

尙出生率の問題は相當地域的に差が有るのであつて、之は死亡率とも併せて考察しなければならぬのであるが、次の表にも見られる様に大正九年當時は人口千

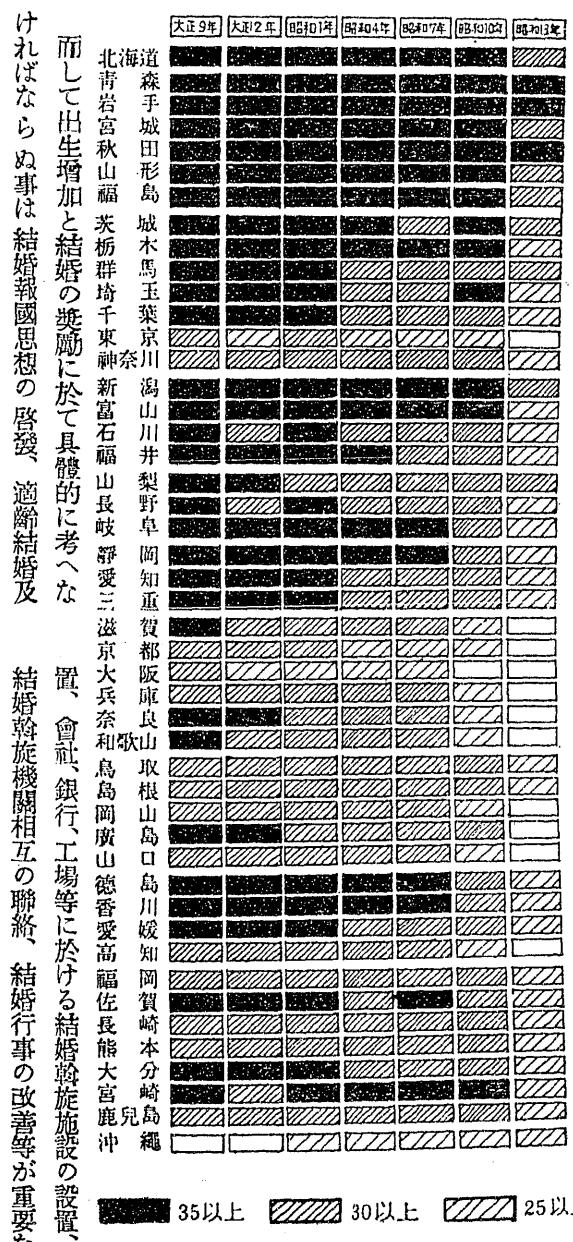
同府縣別出生率(人口千ニ付キ)

主力を注ぐ可きものと思ふ。

出生率の維持に努むる一方死亡減少の方に

多くを失つて居るが故に斯かる地域に於ては民族永遠の發展は期待得ないが故に死亡率の低下よりも出生增加に留意しなければならないと言ふべきであらう。其の反面に於て東北地方の如きは未だ乳幼兒の死亡率が相當高く、折角多く産んでも其の

に付き三十五以上の道府縣が全國に可成り多數有つたのであるが昭和十三年に於ては僅かに東北の青森、岩手及秋田の三縣のみで殊に相當文化の程度が進み且つ所謂富裕な農村地帶を含む近畿及中國地方が二十五以下である事は何としても考へねばならない事柄である。是等の地方は一方死亡率就中乳兒死亡率の方は相當低下して來て居つて所謂「少く産んで丈夫に育てる」式の傾向が明瞭に見られるのである。之では到底皇國



而して出生增加と結婚の獎勵に於て具體的に考へなければならぬ事は結婚教國思想の啓發、適齡結婚及健康結婚の獎勵、公共團體に於ける結婚相談施設の設置、會社、銀行、工場等に於ける結婚斡旋施設の設置、

るものとして擧げられるであらう。

(III) 母子保健の徹底 母性は次代の國民を作り上げる本を爲すものであつて優秀健全なる次代の國民を作り上げるには何と云つても母性の力に負ふ所が大きい。然るに年々其の具體的な數こそ判然しないもの有るが、流、早、死産が夥しい數に上つて居り且つ又折角此の美しい大日本帝國に生を享け乍ら満一歳の誕生をも迎へずして死亡し或は幼兒時代にほんの僅かの善導知識の不足から夭折する者の數多くを有する事は如何にしても皇國民族永遠の發展を企圖する上に於て惜しんでも尚餘り有る事柄である。

先づ第一に母性の問題であるが男子が國防の第一戰に或は産業戰線に雄々しい活動を行ふ事は言ふ迄も無いが、其の陰に點々として家を守り優秀健全な國民を數多く産み之を立派な帝國臣民として育成する事は母性の第一の任務である。強い國には強い母が有り強い子供が生れる。心身共に健全なる母にして初めて優秀健全な子供が期待得られるのである。されば母性の優秀健全なる事を願つて初めて優秀健全な現代の國民を期待する事が出来る。故に母性の保健・保護の徹底は取りも直さず次の時代の國民の健康を考へる所以でも有る。而も妊娠、分娩及育児と云ふ事は何としても母性の一番大きな試練でも有り、責務でもある。而も此の時期こそ母性自身の爲にも子供の爲にも一番重要な時期である。されば母性の此の時期を不安無く切り抜けさせる爲には母性に對する保健並に保護の徹底を圖らなければならぬ。殊に近時女子の産業部門に携はる傾向が益々多くなるにつれて兎角保健乃至は保護の問題が動もすれば忘れられ勝ちに成る事は餘程注意せねばならぬ事柄である。

次に兒童就中乳幼兒の保健、保護の徹底の問題であるが、年々約二百萬から上の者がれ生一方に於て百萬から上の者が死亡し差引百萬内外の人が増加して居るが、此の中で乳幼兒時代に死亡する者の率は一體どれ位有るかと言ふに次表の示す如く死亡者總數の約三分の一近くのものは〇歳より四歳に至る間に死亡し折角生れて來ても國家に御奉公する事無く、終つて居るので、人口資源の特に貴重な折柄何としても惜しい極みである。子は國の寶と云ふが寶にも勝る、否國としても何物にも代へ難い貴重な資源が年々非常に多く失はれて居る事になる譯である。

年齢階級 年齢別死亡率（昭和十三年）  
（一〇〇〇に付  
歳）

〇—一	一九〇・四
一—二	二九〇・四
二—三	二九〇・四
三—四	二九〇・四
四—五	二九〇・四
五—六	二九〇・四
六—七	二九〇・四
七—八	二九〇・四
八—九	二九〇・四
九—一〇	二九〇・四
一〇—一一	二九〇・四
一一—一二	二九〇・四
一二—一三	二九〇・四
一三—一四	二九〇・四
一四—一五	二九〇・四
一五—一六	二九〇・四
一六—一七	二九〇・四
一七—一八	二九〇・四
一八—一九	二九〇・四
一九—二〇	二九〇・四
二〇—二一	二九〇・四
二一—二二	二九〇・四
二二—二三	二九〇・四
二三—二四	二九〇・四
二四—二五	二九〇・四
二五—二六	二九〇・四
二六—二七	二九〇・四
二七—二八	二九〇・四
二八—二九	二九〇・四
二九—三〇	二九〇・四
三〇—三一	二九〇・四
三一—三二	二九〇・四
三二—三三	二九〇・四
三三—三四	二九〇・四
三四—三五	二九〇・四
三五—三六	二九〇・四
三六—三七	二九〇・四
三七—三八	二九〇・四
三八—三九	二九〇・四
三九—四〇	二九〇・四
四〇—四一	二九〇・四
四一—四二	二九〇・四
四二—四三	二九〇・四
四三—四四	二九〇・四
四四—四五	二九〇・四
四五—四五	二九〇・四
四五—五五	二九〇・四
五六—五六	二九〇・四
五六—六〇	二九〇・四
六〇—六一	二九〇・四
六一—六二	二九〇・四
六二—六三	二九〇・四
六三—六四	二九〇・四
六四—六五	二九〇・四
六五—六六	二九〇・四
六六—六七	二九〇・四
六七—六八	二九〇・四
六八—六九	二九〇・四
六九—七〇	二九〇・四
七〇—七一	二九〇・四
七一—七二	二九〇・四
七二—七三	二九〇・四
七三—七四	二九〇・四
七四—七五	二九〇・四
七五—七六	二九〇・四
七六—七七	二九〇・四
七七—七八	二九〇・四
七八—七九	二九〇・四
七九—八〇	二九〇・四
八〇—八一	二九〇・四
八一—八二	二九〇・四
八二—八三	二九〇・四
八三—八四	二九〇・四
八四—八五	二九〇・四
八五—八六	二九〇・四
八六—八七	二九〇・四
八七—八八	二九〇・四
八八—八九	二九〇・四
八九—九〇	二九〇・四

乳兒死亡死因別割合（昭和十三年死亡）	
先天性弱質	二七・四
肺炎	一九・三
下痢及腸炎	六三・四%
其他	一六・七
三十六・六	

然らば此の乳幼兒死亡就中特に其の大部分を占める乳兒死亡の原因はと言へば先天性弱質、肺炎、下痢及腸炎(以上の三つを乳兒死亡の三大原因と呼んで居る)であつて其の割合を示せば次表の如くである。

人口政策確立要綱も死亡減少の當面目標を乳幼兒死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し三割五分低下する事を企圖して居るが、政府は更に此の實現の手段として特に乳幼兒に關しては先天性弱質を三分の一、下痢及腸炎、瘦弱を三分の一、更に此の外に一般の腸炎に就いては之を二分の一、更に結核は之を三分の一と爲し以て全體として三割五分低下の目標達成を圖つて居る。

母子保健の徹底は以上の様に健民方策中最も重要な

ものの一であるが、健民運動實施に當つての具體的な事例としては母性の保護に關しては母性保護知識及母性保護思想の普及宣傳、勤労女性の健康相談及指導、妊婦に對する奉仕診察、母性の過勞防止及栄養増進等が考へられ、又乳幼兒の保護育成に關しては育児知識及愛育思想の普及宣傳、乳幼兒の健康相談及育児指導、乳幼兒愛護施設の擴充、乳幼兒の栄養確保等が考へ得られるであらう。

(四) 體力の鍊成 健民方策を徹底せしめ皇國民族が量的な増加を遂げ得たとしても個々の國民の體質、換言すれば體力が他の諸國に比して劣つて居つたのである。それかに近來國民就中青少年の體力低下の聲を耳にする事は健民と言ふ立前から言つて得られるであらう。

此處で我々は反省すべき大きな問題に到着する。即ち文化と言ふ事である。我々の遠き祖先は困苦缺亡に耐へて山野を拓き、自然の暴威と鬪ひ、飢餓・疾病に抗して今日の文化を形成するに至つた。我々は此の文化の温床の中に手厚く保護せられ育まれて來て居る。それだけに兎角此の文化の温床に馴れて動もすれば體力の低下し勝ちな事は容易に想像し得るところで、我々の遠き祖先は生活する事それ自體が直ちに體力の鍊成を伴つて居り、寧ろ體力の鍊成其の物が生活自體であったともひ言ひ得るのである。然るに近代文化は生活即體力の鍊成と言ふ關係を全く切り離して仕舞ひ何等體力の鍊成伴はざる生活をも可能とさへして居る。故に若しも此の場合何等かの原因に依つて文化に依る保護手段が切り離され或は其の保護の程度が薄くなる時は生活其れ自體に大きな影響を及ぼし又到底生活を繼續し得ない様な者さへも現れるのである。之は文化的の與へる悪い反面である。我々の時代は勿論更に此の皇國に生を享けたからに我々の生れ出でた意義を全ふすることこそ我々の責務を充分に果したものと言ひ得べきである。此の爲には日當我々の體力を鍊磨して各自の職域に於て十二分の役目を果し得るやうに、義勇の限を盡し得るに充分な用意と覺悟が積まれて居らなければならない。此の爲の日頃の鍊成こそ皇國民族の一人たる我々の當然の責務である。

近年智力の向上に對する一般の認識が相當高まつて

居る事は誠に喜ぶべき事柄ではあるが、其の反面に於て兎角精神力及肉體力の鍊成・向上に對する考へが未だ充分であるとは言ひ難い事は均しく識者の憂ふる所である。それかに兎角近來國民就中青少年の體力低下の聲を耳にする事は健民と言ふ立前から言つても誠に遺憾な事と思ふ。

此處で我々は反省すべき大きな問題に到着する。即ち文化と言ふ事である。我々の遠き祖先は困苦缺亡に

耐へて山野を拓き、自然の暴威と鬪ひ、飢餓・疾病に抗して今日の文化を形成するに至つた。我々は此の文化の温床の中に手厚く保護せられ育まれて來て居る。それだけに兎角此の文化の温床に馴れて動もすれば體力の低下し勝ちな事は容易に想像し得るところで、我々の遠き祖先は生活する事それ自體が直ちに體力の鍊成を伴つて居り、寧ろ體力の鍊成其の物が生活自體であったともひ言ひ得るのである。然るに近代文化は生活即體力の鍊成と言ふ關係を全く切り離して仕舞ひ何等體力の鍊成伴はざる生活をも可能とさへして居る。故に若しも此の場合何等かの原因に依つて文化に依る保護手段が切り離され或は其の保護の程度が薄くなる時は生活其れ自體に大きな影響を及ぼし又到底生活を繼續し得ない様な者さへも現れるのである。之は文化的の與へる悪い反面である。我々の時代は勿論更に

(五) 國民生活の合理化 昭和十六年十二月八日と言ふ日は我々皇國民として永久に忘れる事が出來ない。「大本營陸海軍部發表——帝國陸海軍ハ本八日未明西太平洋ニオイテ米英軍ト戰闘狀態ニ入レリ」——噫何と言ふ感激——此の報道は我々國民の魂を眞底からわき立たせた。續いてラジオに依る宣戰につきての大詔の奉讀に國民の一人残らずが尊き大御心の程を一語も漏さじと目に涙さへして謹み拜承したのである。

東亞の安定を確保し以て世界平和に寄與せんが爲列國との交を厚くし萬邦共榮の樂と共にせんことは御歴代天皇の一貫せる施政の御方針であつて、此の爲には我々の記憶する限りに於ても大詔を拜する迄帝國としては忍び得ざる忍び、堪へ得ざる堪へ、東亞の安定延いては世界平和の爲に所有ゆる努力に努力を重ねて來たのである。然るに義に中華民國政府は帝國の眞

意を解せず溢りに事を構へて東亞の平和を擾亂し終に不幸にして帝國と干戈を交へるに至つたのであるが、凶惡なる米英は之に拍車を加へ我が國を疲らしめて東亞の各地域を己が思ひのままにすることを目論み東亞諸民族を悲惨な状態に陥れて何等省みないのみならず遂に帝國の存立をも脅す様な態勢を整へて來たのである。而も此の間に在つて帝國としては事を平和裡に解決せんものと米英に對し萬策を施したのであるが、如何にせん終に平和的手段は何等我が眞意を理解せしむるの縁とはならずして却つて我を見くびり無理難題をかけて來る原因とさへなるに至つて、驟然起つて戈をとるに至つたのである。

戦争が始つてから文字通り連戦連勝誠に我が國民でさへも目を見張る様な華々しい戦果を擧げて國民均しく今更乍ら皇軍の力強さ、皇國の有難さを身に誇々と感ずるのであるが、戦は未だ所謂緒戦の域を脱しないのであつて今後我が大理想實現への道程は長い。此處で我々は徒らに戦果に醉ふ事無く眞の戦時生活態勢を整へなければならない。先づ生活全體に亘つての問題から言へば、皇國民族として永遠の發展を圖るが爲に何が何でも假令石に觸り付いてでも大東亞戦争を勝ち抜くといふ信念を固めなければならない。古來必勝の信念の無い所に最後の勝利を收めた例はない。皇國は神國である。皇祖皇宗の神靈が天に在して此の皇國を守護し給ふて居られる。如何なる苦難に遭遇しやうとも最後の勝利は我に在るのである。

次に大切な事は我々の生活態度の問題である。近代戦は其の特徴として總力戦であつて或る意味から言へば所謂戦線も銃後も無いのである。如何に第一線の將

兵が善戦善謀して偉大なる戦果を擧げても一般國民の生活が弛緩して居つてはやがては其の戦果も無に歸し遂に帝國の存立をも脅す様な態勢を整へて來たのである。而も此の間に在つて帝國としては事を平和裡に解決せんものと米英に對し萬策を施したのであるが、如何にせん終に平和的手段は何等我が眞意を理解せしむるの縁とはならずして却つて我を見くびり無理難題をかけて來る原因とさへなるに至つて、驟然起つて戈をとるに至つたのである。

更に戦時には總ての物資が戦争遂行上最も有效に活用せられなければならぬので、所謂統制が生活の全般に亘つて相當強化せられることも考へねばならぬ事で、此の場合國民としては國家の諸政策に積極的に協力する事も戦時に必要な生活態度である。

次に生活方法の問題であるが、今や國の總力を擧げて戦を遂行してゐるのであるから、出来るだけ無駄の無い様に合理的な生活を行ひ少しのものも國家目的に有效に生かして使はなければならない。此の事は衣食住の全般に亘つて考へられねばならぬ所であつて、必勝の信念を戰時にふさはしい生活態度に依つて裏打ちせられた生活の合理化は健民方策中之亦最も重大なもの一つである。

故に健民運動實施工へ得られる生活の合理化としては先づ衣服に於ては各家庭に於ける衣料年度計畫の樹立實行、日常生活の簡易化、退廃衣料の活用、衣服の正しい着方等が考へられ、次に住宅の問題では主として衛生上の問題として、整頓・清掃・臺所改善・採光・換氣等が考へられる。最後に食生活の合理化に於ては

國民營養に關する知識の啓發、食物の完全活用、混食の獎勵、偏食の矯正、咀嚼の勵行、調理方法の工夫研究、鄉土食糧の活用、協同獻立及協同炊事の普及奨励等を擧げる事が出来るであらう。

尙此處で一言特に注意すべき重大な事柄が有る。之は健民運動全般に通じての問題であるが特に本項に關係が深い爲此處で言ふのである。現在我々の生活は色々な點に於て確かに支那事變前に比較すると所謂窮屈に成り物資も思ふ存分欲するがまゝに自由自在に得られると言ふ譯には行かない。併し乍ら政府としては一方に於て大戰爭を完遂する爲に全力を之に傾注して居るが、更に此の時局にも拘らず健兵健民の實を擧げる爲に百方施策を行ひつゝあるのであつて、國民としても此の時局下に於て所有ゆる苦しみに堪へ而も尚皇國民族の力を增强する爲最初にも弱音を上げる事の無い様に固い決心を持たねばならない。

(六) 結核及性病の豫防撲滅 健民方策換言すれば民族力增强方策中死亡減少方策は一つの重要な方策を爲し殊に我が國の様に諸外國に比して死亡率の高い國に於ては此の點に重大な關心が拂はれなければならぬ。故に人口政策確立要綱に於ても民族力增强方策中出生增加方策及資質增强方策と並んで此の死亡減少方策が其の一として採り上げられて居る。

#### 主要國の死亡率 (人口1,000,000)

國名	昭和九年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
日本(内地)	二八二	二六八	二七五	二七〇
英吉利	二三〇	二三〇	二三三	二三六
佛蘭西	二五〇	二五七	二五三	二五〇
伊太利	二三三	二三九	二三七	二四〇
			二四〇	二四〇

米國	二一〇	一〇九	二一五	二四	二一
藻洲	九三	九五	九四	九四	九六
新西蘭	八五	八三	八七	九一	九七

而して我が國死亡率中に於て乳幼児の死亡率は特に重要な事項であるが、其れにも増して最も注目すべきは結核性疾患に依るそれである。

元来民族力増強上死亡減少を策する事は確かに重要な事柄ではあるが、併し人間には壽命と言ふものがある以上如何に保健衛生施設を充實し施策を徹底して行つたとしても或る一定限度以上は決して引き下げることを得ないのであつて既に前表に於ても見られる様に世界で最も驚異的に低い新西蘭さへも昭和十年に於てハ・一を示し其の後はむしろ年を逐うて上昇さへして居るのである。即ち新西蘭の場合は直ちに其れとは言ひ得ないが人口の年齢的な組み合せ(年齢構成と言ふ)に於て比較的死亡危険の少い若い青壯年層の者が多い場合には死亡率は割合に低いが次第に此の年齢層の者が老年期に入れば年齢構成に於て老年層の者の占める割合が總人口に比して多く成り、其の結果次第に死亡率が高く成らざるを得ないのである。故に天壽を全うせる者の老衰性疾患に就いては如何とも爲し難いけれども未だ皇國の御爲に御奉公をするの暇無く夭折する原因と爲る疾患及國民の所有する部面に於ても作業能率の低下の原因を爲す疾患に就いては徹底的な對策を講ずるの必要が存する譯である。

此の意味から言つて結核は我が國に於て最も代表的な疾病であつて、之に因る死亡率は昭和十三年に於て人口一萬に付二〇・六を示し、諸外國の結核死亡率と

比較すれば格段の相違があるのである。例へば獨逸(昭和十年)の七・四、英國(昭和十年)の七・二に比すれば約三倍、米國(昭和十年)の五・五に比べると約四倍近くの高率である事は何としても塞心に耐へないところである。而も昭和七年の一八・〇を最低として爾來逐年増加の傾向を示して居り殊に結核は主として最も働き盛り或は之から存分御奉公をしようと言ふ青壯年層を侵しつゝある事は極めて憂慮に耐へぬところである。殊に都市就中時局柄最も生産擴充を必要とする産業部門に於て蔓延の兆候の見られる事は特に注意を要する所であると共に歸郷者よりする結核の處女地たる農村地帶への傳播も輕視すべからざる傾向に在ると言はなければならない。

されば政府としても疾病對策中特に結核の豫防撲滅に主力を注ぎ所有ゆる方策を之に集中し昭和三十五年には現在の三分の一程度即ち獨逸の程度迄引下げるべく専ら努力を爲しつゝあるのであつて、昭和十七年度より新たに實施されたんとしてゐる國民體力法中の改正國民醫療法、保健所を中心にする保健指導網の擴充、並に各種の社會保険制度の擴充に依つて正に割期的な綜合的な結核對策に其の第一歩を踏み出す事になつて居る。

結核は成る程恐るべき疾病であるが、併し其の方法さへよろしきを得れば必ず防ぎ得るものであるし又不幸罹患した場合に於ても指導なり療養なりを充分に行へば必ず恢癒し得るものである事を知らなければならぬ。世には往々にして結核に罹患した事を非常に恥の様に思ひ徹底した療養を行はないが爲に却つて取り返しのつかぬ結果を惹き起したり、或は他へ傳播せし

めたりする様な不幸な事例が多々有るが、此の點に付き一般の人々が科學的に考へる様指導することが必要である。例へば厚生省に於ては毎年省員の検診を行ひ疑はしい者に對しては徹底的な指導療養の方法を講じて居るので最近では數多くの省員中唯一人の結核患者も存しない迄に成つて居る。之も結核は防ぎ得るし又直るものだと言ふ事例として敢て掲げた次第である。

次に性病の豫防撲滅であるが、凡そ性病に限らず結核とも同じ様に是等の疾病は己を亡ぼすのみでなく、人にうつし家庭を壊し民族を滅す恐るべき國民病であつて、殊に性病に至つては子孫に與へる國民資質への悪影響と言ふ點から言つて之より甚だしきものは無い。性病の爲に毎年生れる可くして生れない子供が約三十萬人にも達すると推算せられて居るが、更に折角生れても病毒の影響に依る乳幼児の死亡數をも合すれば蓋し夥しい數に上るであらう。之が爲に性病は單に罹患した本人を毒するのみならず民族の發展増殖を妨げ資質に悪影響を及ぼすが故に之を呼んで民族毒と稱する所以である。殊に時局下我々の特に留意せねばならぬ事は戦争には少く共過去の事實の示す所に依れば性病が影の形に副ふが如く附き纏つて来る事である。此點我々は餘程戒心を要するのである。最近に於ては性病の治療方法も相當進歩し、治療豫防施設も随分普及して來て居るに拘らず其の蔓延が相當容易ならぬ問題たる事は此の種の疾病的特質上之が對策にも餘程複雑な事情が存するからである。併し乍ら要は國民の自覺認識次第に依る事であつて國民の總てが其の氣に成つて民族毒を駆逐しようの熱意を持ち其の方策とを講ずれば此の問題の解決は必ずしも大して困難な事柄で

無いとも言ひ得るのである。

さて健民運動實施に當つて先づ結核に就いてであるが、畏くも 皇后陛下には之が豫防撲滅に就いて御心を用ひさせられ昭和十四年四月二十八日有難き令旨をさへ賜つて居る。それで五月一日を期し各職場に於て捧讀を行ひ擧つて結核の豫防撲滅に關する決意を更に固めると共に、結核豫防知識の普及、集團検診の徹底、特に患者家族に對する結核豫防の徹底、採光換氣の改善、外氣生活の獎勵等に努むべきである。又性病の豫防撲滅に關しては先づ之が知識の普及を圖ると共に血清検査の勵行、一般人に對する無料相談及検診、業態者に對する豫防の徹底等に留意して運動を展開すべきであらう。

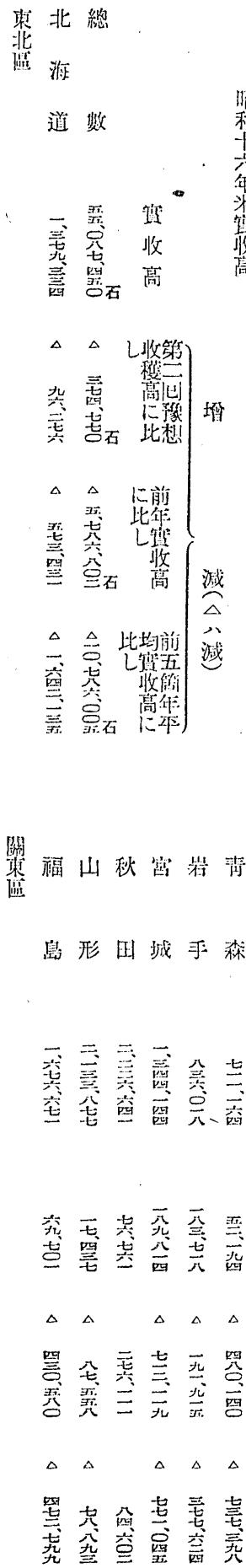
# 農林省の昭和十六年米實收高の發表

昭和十六年の米實收高につき農林省が昭和十七年二月二十七日付官報を以て發表せる所を再録すればの如くである。

昭和十六年米寶收高

昭和十六年米實收高左の如ヒ

昭和十六年の米實收高につき農林省が昭和十七年三月二十七日付官報を以て發表せる所を再録すれば以下の如くである。



候の回復とに因り稻の生育相當挽回を見るを得たり  
然るに九月に入りて再び概して低温、多雨、寡照と  
なり一般に其影響少からざるものありしため九月二  
十日現在に於ける第一回豫想は五千九百十三萬四千  
四百三十石となりたり其後に於ても天候概ね不順に  
して北海道及東北の一部地方の冷害は益々深刻とな  
り中國、四國及九州地方に於ては十月一日の颶風に  
因る被害ありしのみならず且一般に稔實不良なりし  
ものありしため十月三十一日現在に於ける第二回豫

昭和十一年	昭和十三年	昭和十四年	作付面積 町段	高石 實收
三二七〇至一五	三三〇七至四	三一九六至〇	九〇九八至〇九	六八九四至六八
三三〇七至四	三三〇七至四	三一九六至〇	九〇九八至〇九	六八九四至六八
三三〇七至四	三三〇七至四	三一九六至〇	九〇九八至〇九	六八九四至六八

想は第一回豫想に比し三百六十七萬一千二百十石(六分二厘)を減少したり然るに其後は長野以東の方に於ては幾分の増を見たるも岐阜以西の地方に於ては刈取調製の結果結實不良に因る減を見たるを以て實收高は第二回豫想に比し三十七萬四千七百七石(七厘)の減少を示すに至れり